

過去の臨時福祉給付金等の支給要件（概要）

★以下に記載されたすべての給付金の申請受付は既に終了しています★

◆臨時福祉給付金（平成26年度から平成29年度にかけて実施）

1 臨時福祉給付金（平成26年度）

(1) 支給対象者

- ア 平成26年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成26年度の市民税（均等割）が非課税（平成25年収入分で計算）の方
上記ア及びイの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**

平成26年度カクニンジャ



(2) 支給金額

- 支給対象者1人につき1万円（1回のみのお支給）
- 高齢基礎年金受給者など加算対象者はプラス5千円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成26年7月14日(月)から平成27年1月14日(水)までの6か月間

2 平成27年度臨時福祉給付金

(1) 支給対象者

- ア 平成27年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成27年度の市民税（均等割）が非課税（平成26年収入分で計算）の方
上記ア及びイの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**

平成27年度カクニンジャ



(2) 支給金額

- 支給対象者1人につき6千円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成27年8月3日(月)から平成28年2月3日(水)までの6か月間

3 平成28年度臨時福祉給付金

(1) 支給対象者

- ア 平成28年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成28年度の市民税（均等割）が非課税（平成27年収入分で計算）の方
上記ア及びイの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**

平成28年度カクニンジャ



(2) 支給金額

- 支給対象者1人につき3千円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成28年8月1日(月)から平成29年2月1日(水)までの6か月間

4 臨時福祉給付金（経済対策分）

(1) 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象である方。具体的には、

- ア 平成28年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成28年度の市民税（均等割）が非課税（平成27年収入分で計算）の方
- ウ 上記ア及びイの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**

経済対策分カクニンジャ



(2) 支給金額

支給対象者1人につき1万5千円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成29年4月17日(月)から平成29年10月17日(火)までの6か月間

◆年金生活者等支援臨時福祉給付金（平成28年度のみの実施）

1 高齢者向け給付金

(1) 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象である方のうち、平成28年度中に65歳以上になった方。具体的には、

- ア 平成27年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成27年度の市民税（均等割）が非課税（平成26年収入分で計算）の方
- ウ 平成29年3月31日までに65歳以上になる方

上記アからウの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**

高齢者向け給付金カクニンジャ



(2) 支給金額

支給対象者1人につき3万円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成28年4月18日(月)から平成28年7月19日(火)までの3か月間

※ 障害・遺族年金受給者向け給付金と両方を受け取ることはできません。

2 障害・遺族年金受給者向け給付金

(1) 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象である方のうち、障害**基礎**年金や遺族**基礎**年金等を受給していた方。具体的には、

- ア 平成28年1月1日時点で川崎市の住民基本台帳に登録されている方
- イ 平成28年度の市民税（均等割）が非課税（平成27年収入分で計算）の方
- ウ 平成28年5月分の障害**基礎**年金や遺族**基礎**年金等を受給していた方

上記アからウの条件を同時に満たす方。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族等になっている方や生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の方などは**対象外**



(2) 支給金額

支給対象者1人につき3万円（1回のみのお支給）

(3) 川崎市の申請期間

平成28年8月1日(月)から平成29年2月1日(水)までの6か月間

※ 高齢者向け給付金と両方を受け取ることはできません。

ここに記載されたすべての臨時福祉給付金等の申請受付は終了しています。

今から申請していただくことはできませんのでご了承ください。